平成28年4月1日から、女性活躍推進法が施行されます！

8月28日に女性活躍推進法が成立し、9月4日に公布されました。同法に基づき、常時雇用する労働者数が301人以上の企業は、平成28年4月1日までに以下（1）～（3）の取り組みを行う必要がありますので、ご準備をお願いします。

（1）自社の女性の活躍状況の把握・課題分析

①採用者に占める女性比率
②勤続年数の男女差
③労働時間の状況
④管理職に占める女性比率については必ず把握し、課題分析を行ってください。

（2）行動計画の策定、策定した旨の届出、社内周知、外部への公表

（1）の結果を踏まえた行動計画の策定等を行ってください。行動計画には計画期間、数値目標、取り組み内容、取り組みの実施時期を盛り込んでください。

（3）自社の女性の活躍に関する情報の公表

（1）の①～④などの項目の中から、1つ以上を選んで公表してください。

神奈川労働局主催説明会の開催予定については、神奈川労働局ホームページをご覧ください。また、女性活躍推進法の詳細については、厚生労働省ホームページ（「女性活躍推進法特集ページ」）をご覧ください。

問合せ　神奈川労働局雇用均等室（☎045-211-7380）

神奈川県最低賃金の改正のお知らせ

10月18日から、神奈川県最低賃金は時間額905円（18円引き上げ）となりました。

神奈川県最低賃金は、県内の事業場で働く常用・臨時・パート・アルバイトなどの雇用形態や呼称のいかんを問わず、すべての労働者とその使用者に適用されます。

次の賃金は最低賃金の対象となる賃金に含まれません。

①精皆勤手当、通勤手当、家族手当
②臨時に支払われる賃金
③1カ月を超える期間ごとに支払われる賃金
④時間外、休日労働に対する賃金、深夜割増賃金

問合せ　神奈川労働局労働基準部賃金課（☎045-211-7354）または、最寄りの労働基準監督署

特別徴収の準備をお願いします！

個人住民税（市町村民税・県民税）の特別徴収について、県内の全市町村は「オール神奈川宣言」を採択し平成28年度からは、所得税の源泉徴収義務のある事業者の方に、個人住民税の特別徴収の完全実施を行いますので、現在、特別徴収を行っていない事業者の方におかれましては、特別徴収の準備をお願いいたします。

・特別徴収の対象となる従業員

特別徴収の対象となる方は、短期雇用者、アルバイト、パート、役員などを含むすべての従業員の方が対象です。

退職予定者で特別徴収できないことが明白な場合など、一定の従業員の方については、当面、普通徴収を認めることがあります。詳しくは、税務課までお問い合わせください。

・特別徴収の切り替え手続

前年中に給与の支払いがある場合、給与支払報告書を平成28年1月末までに提出してください。また、年度途中から特別徴収に切り替える場合は特別徴収追加（新規）依頼書を提出してください。

問合せ　税務課（☎内線242・246）

公共下水道処理区域の方へお知らせです

◆公共下水道に接続されていない方

公共下水道は、トイレやお風呂はもちろん、最も環境を汚染する台所からの排水を処理し、快適な生活と同時に川や海などの環境を保全する役割を果たす施設です。

一部の地域を除き、南下浦町上宮田・菊名・金田、初声町下宮田が公共下水道を利用できる地域です。公共下水道を利用できる地域の方はできる限り早く下水道に接続することが下水道法で義務付けられております。まだ接続されていない方は、1日も早く公共下水道へ接続して下さるようお願いします。

下水道に接続するための排水設備工事は、市の指定を受けた工事店でなければなりません。指定以外の工事店に依頼することは、条例違反です。また、不良工事や金銭トラブルも起きています。接続工事は必ず市の指定工事店に依頼してください。

問合せ　下水道課（☎内線263）

◆公共下水道に接続されている方

公共下水道には油を流さないように！

公共下水道に油を流すと詰まりの原因となります。各家庭で油を流さないようご協力お願いします。また除害施設（グリーストラップなど）を設置している店舗などは適正な維持管理をお願いします。

◆下水道使用料の確認をお願いします！

公共下水道に接続している方は、2カ月に1度ご家庭に届く「水道使用量のお知らせ」に下水道使用料が表示されています。お手元の「水道使用量のお知らせ」をご確認ください。

公共下水道に接続している方で下水道使用料の表示がない場合は下水道課までご連絡をお願いします。

※10月1日から下水道使用料が改定されました。9月30日以前に水道を開栓している方につきましては、平成27年12月検針分より改定後の下水道使用料になります。

三浦市木造住宅耐震診断・改修補助制度のお知らせ

三浦市では、昭和56年以前に建築された木造の住宅に対して行う、耐震診断等にかかる費用の一部について、補助を実施しています。

受付期間　平成28年1月下旬 受付終了（予定）
※ただし、平成28年3月31日（木）までに事業の完了報告が出来るものに限る。

申請方法
次の書類を直接提出
・申請書（市役所で配布）
・建物の確認済通知書または平面図
　※ない場合はご相談ください。

申請窓口
〇場所：市役所第2分館（旧三崎中学校）2階
　　財産管理課

この制度は簡易診断、一般診断、耐震改修設計、耐震改修工事、工事監理の各費用に対する補助内容がありますが、まずは簡易診断を受けていただく必要があります。簡易診断は3万円の費用のうち2万円を市が補助するため、実質1万円の負担でご自宅の耐震性の目安を知ることができます。申請される前にまずご相談ください。

問合せ　財産管理課（☎内線254・255）

城ケ島大橋補修工事のお知らせ

神奈川県東部漁港事務所では、城ケ島大橋の長寿命化と安全性向上を図るため、歩道の補修工事、手すりの取替工事などを順次行っています。

工事は、これまでと同様、車道の片側昼夜間交互通行規制、歩道の片側昼夜間通行止めを行いますので、ご迷惑をお掛けしますが、ご協力をお願いします。

今回工事期間　平成27年10月～平成28年3月末

歩道を撤去して交換します（写真は昨年の工事のもの）

問合せ　神奈川県東部漁港事務所　工務課
（☎046-882-1235）

平成27年秋季火災予防運動
「無防備な 心に火災が かくれんぼ」

実施期間：11月9日（月）～11月15日（日）

いのちを守る７つのポイント～３つの習慣～

○寝たばこは、絶対にやめる。

○ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。

○ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

～4つの対策～

○逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。

○寝具、衣類およびカーテンからの火災を防ぐために防炎品を使用する。

○火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器などを設置する。

○お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。

取付けましたか住宅用火災警報器？

住宅用火災警報器の設置が義務化となっております。まだ設置がお済でないお宅がありましたら、大切な「命」「財産」「家庭」を守るためにも早急に住宅用火災警報器の設置をお願いします！

また住宅用火災警報器は、一度設置すれば、ずっと使用することができるものではなく定期的なメンテナンスが必要です。維持管理を怠ると、いざ火災が発生した場合に正常に作動せず火災の発見が遅れて大惨事になる可能性もあります。既に設置済のお宅につきましても月に１度は取扱説明書による点検方法により作動点検を行って下さい。

問合せ　消防本部予防課（☎046-882-0119）

防災行政無線を用いた試験放送の実施について

地震・津波や武力攻撃などの発生時に備え、次のとおり試験放送を行います。これは、全国瞬時警報システム（Ｊアラート）（※）を用いた試験で、三浦市以外の地域でも実施されます。

日時：11月25日（水）11時ごろ

試験放送の内容

市内99カ所に設置してある防災行政無線から、一斉に、次のように放送されます。

【放送内容】

①上りチャイム音

②「これは、テストです。」×３

③下りチャイム音

※ Ｊアラートとは、地震・津波や武力攻撃などの緊急情報を、国から市町村へ、人工衛星などを通じて瞬時にお伝えするシステムです。

問合せ　防災課（☎内線257）

ごみダイエット大作戦！「水切りコールキャンペーン」を実施します

11月は、「ごみダイエット大作戦」強化月間です。
廃棄物対策課にお問い合わせいただいた際に、生ごみの水切りをお願いする「水切りコールキャンペーン」を実施いたします。
この機会に、日常の生活において、生ごみの水切りの徹底を意識していただくよう、お願いいたします。

生ごみの水切りをお願いします！

プラスチック製容器包装を出す前に・・・

プラスチック製容器包装の中身が残っていると、梱包・圧縮の作業で中身が飛び散ってしまい、他のきれいなプラスチック製容器包装も汚してしまいます。汚れたプラスチック製容器包装はリサイクルすることができません。

また、ライターなどの発火の可能性があるもの、刃物、注射針などの収集時のけがの原因となるものが混入していることがあります。これらはプラスチック製容器包装に出さず、右のように出してください。

プラスチック製容器包装を出す前に、次のことを心がけていただくようにお願いいたします。

危険品の例	正しい出し方
中身の残ったライター	使い切ってから「埋立ごみ」へ
中身の残ったスプレー缶/カセットボンベ	使い切り、風通しの良い屋外で穴を空け、「缶」へ
乾電池	市内の乾電池回収ボックスへ（設置協力店、公共機関に設置しています。）
刃物	刃を紙で包み、「危険・刃物」と書いて「埋立ごみ」へ
注射器・注射針	市では収集しません。かかりつけの病院へ

1　中身を使い切って出す
2　汚れが付いている場合には、水洗いするかふき取ってから出す
3　危険品が混入していないか確認し、もし混入していたら上の表の通りに出す

11月は不法投棄撲滅強化月間です

不法投棄の未然防止・防止拡大のために『しない』『させない』『ゆるさない』を合言葉にご協力をお願いします。もし、捨てている人を見かけたら、直接声をかけずにその人の特徴（身長、服装、めがねの有無など）や、車両のナンバー、車の色・形を確認して、警察に通報してください。

問合せ　三崎警察署　（☎046-881-0110）

事業者の皆さまへ　事業系ごみの適正処理について

事業活動によって排出するごみを「事業系ごみ」と言います。「事業系ごみ」は「産業廃棄物」と「事業系一般廃棄物」に区分されます。「事業系一般廃棄物」の正しい処理方法は次の3通りです。

1　有料の指定袋または指定シールを使用し、ごみステーションに排出する（1日の平均排出量が10kg未満の事業者に限ります。）

2　ごみを排出する事業者自身が三浦市環境センターへ持ち込む（1kgあたり15円の処理手数料がかかります。）

3　市から許可を受けた一般廃棄物収集運搬許可業者に委託する

◇「産業廃棄物」も含め、「事業系ごみ」の適正処理について詳細は、廃棄物対策課にお問い合わせいただくか、ホームページ上で公開している冊子「事業者の皆様へ～事業系ごみ適正処理のお願い～」をご覧ください。

埋立ごみ、枝木・草葉類の収集日のお知らせ

11月の

区　分	三　崎　地　区	南下浦地区・初声地区
埋立ごみ	11日、25日（第2、4水曜日）	13日、27日（第2、4金曜日）
枝木・草葉類	4日、18日（第1、3水曜日）	6日、20日（第1、3金曜日）

ごみを出す日を間違えないようにお願いします。

問合せ　廃棄物対策課（☎内線291・299）

地域包括支援センターをご存知ですか？
～市から委託を受けて開設している、身近な相談窓口～

高齢者やご家族の方、地域の方が安心して生活できるよう、専門職が様々な相談に対応しています。ぜひ、お気軽にご連絡ください。

こんな仕事をしています

■総合相談窓口
■高齢者の方の権利擁護の支援
■ケアマネジャー、ヘルパーの方などへの支援
■健康づくりや介護予防のお手伝い
■市内にあるサービスの把握と、不足しているサービスの創設
■認知症に関する相談への対応や普及啓発活動
□要支援１または２の認定を持っている方のケアプラン作成

初声・南下浦地区の方の相談場所
はまゆう地域包括支援センター
〒238-0224 三浦市三崎町諸磯 1411-1
（☎ 046-881-3351　FAX 046-882-3310）

三崎地区の方の相談場所
地域包括支援センターおまかせ
〒238-0102 三浦市南下浦町菊名 1258-3
（☎ 046-888-7347　FAX 046-889-1561）

☆上記の地域包括支援センターの他にも、みなさんから受けたご相談を地域包括支援センターへおつなぎする「**在宅介護支援センター**」もございます。

市内全域の方の相談場所
美山在宅介護支援センター
〒238-0111 三浦市初声町下宮田 1846
（☎ 046-889-0782　FAX 046-887-1239）

☆11月11日は「介護の日」です☆

「介護の日」は、介護についての理解と認識を深め、高齢者やその家族、介護に携わっている方等を支援するとともに地域社会における支え合いや交流を促進する観点から平成20年に制定されました。

介護予防に心がけるとともに、みんなで支え合って、いつまでも住み慣れた地域でいきいきとした暮らしが続けられるようにしましょう。

市が委託している相談窓口へ、お気軽にご相談ください。

問合せ　高齢介護課（☎内線363・364）

各種無料相談のご案内（12月）

種別	日程	時間	会場	問合せ先	相談担当者
法律相談	9日(水)	13:00～15:00	市役所別棟2階市民相談室	内線319	弁護士
	24日(木)		南下浦市民センター2階集会室		
	25日(金)	10:00～12:00	三浦市社協「はにかみ屋」	046-888-7347	
人権相談	7日(月)	13:00～16:00	市役所別棟2階市民相談室	内線319	人権擁護委員
行政相談	4日(金)	13:00～15:00	市役所別棟2階市民相談室	内線319	行政相談委員
住まいの相談	10日(木)	14:00～16:00	市役所別棟2階市民相談室	内線319	建築士 建築大工技能士
登記測量相談	15日(火)	14:00～16:00	初声市民センター2階集会室	内線319	司法書士 土地家屋調査士
行政書士相談	22日(火)	13:00～16:00	市役所別棟2階市民相談室	内線319	行政書士
成年後見相談	24日(木)	13:00～16:00	市役所別棟2階市民相談室	内線319	行政書士
宅地建物相談	24日(木)	13:00～16:00	市民サービス課お客様センター	内線319	宅地建物相談員
女性相談	9日(水)	10:00～15:00	市役所第2分館1階市民相談コーナー	内線311	女性相談員
犯罪被害者相談	18日(金)	9:00～12:00	市役所第2分館1階市民相談コーナー	内線311	専門相談員
消費生活相談	毎週 月・木(祝日は順延)	9:30～15:30	市役所第2分館1階市民相談コーナー	内線311	消費生活相談員
教育相談	月～金(祝日を除く)	9:00～16:00	教育相談室・相談指導教室	046-881-3380	教育相談員
		8:30～17:15	青少年会館2階	内線429	指導主事
一般相談	月～金(祝日を除く)	8:30～17:15	市民サービス課お客様センター	内線319	担当職員
高年齢者出張職業相談	9日(水)	13:30～17:00(受付終了16:30)	勤労市民センター	内線77324	高齢者職業相談員

※相談はいずれも無料で、シロ抜きの相談は予約制（定員有）です。12月9日（水）・24日（木）の法律相談、人権相談、住まいの相談、登記測量相談、行政書士相談、宅地建物相談、犯罪被害者相談は11月10日（火）から予約を受け付けます。なお、人権相談は電話での相談も可能です。

市役所の電話・FAX
☎ 046-882-1111
FAX 046-882-1160

募集

「陸上自衛隊高等工科学校生徒募集のお知らせ」

募集対象　中卒（見込含）で17歳未満の男子
受付期間　推薦:11月1日㈰～12月4日㈮
一般：11月1日㈰～平成28年1月8日㈮
試験期日・応募資格などの細部について
問合せ　自衛隊横須賀地域事務所
（☎046-823-0404）

お知らせ

市内放射線量等について

10月20日現在、市内・近隣産の農水産物、市内の上水道および下水道汚泥などの放射線濃度ならびに施設（公園、学校など）大気中の放射線量は、すべて安全の目安を下回っています。
問合せ　防災課（☎内線256～258）

パート・派遣・契約社員のための労働相談会

働く方々の労働条件や職場における悩みなどの労働相談会。
どなたでもお気軽に。相談無料、秘密厳守。労働手帳等も無料で配布します。
日時　11月4日㈬ 13時～16時
場所　南下浦市民センターロビー
問合せ　観光商工課（☎内線77323）

中小企業退職金共済制度

中小企業退職金共済制度は、独力では退職金制度を設けることが困難な中小企業に対して、事業主の相互共済の仕組みと国の援助によって設けられた国の退職金制度です（運営は独立行政法人勤労者退職金共済機構）。
国では、初めて中小企業退職金共済制度に加入する事業主および掛金月額を増額する事業主に掛金の一部を国が助成したり、掛金は全額非課税とされるなど優遇措置を講じています。
市では、条件に該当する中小企業に対し、原則1人当たりの月額掛金の10％以内、最大36カ月間を補助しています。
詳細は、独立行政法人勤労者退職金共済機構のホームページ
（http://chutaikyo.taisyokukin.go.jp/）
をご覧ください。
問合せ　中小企業退職金共済事業本部
（☎03-6907-1234）

社会保険料（国民年金保険料）控除証明書が発行されます

国民年金保険料は、所得税および住民税の申告において全額が社会保険料控除の対象になりますが、証明書類の添付が義務付けられています。
1月1日～9月30日に納付された方については「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が11月上旬に日本年金機構本部から送付されますので、年末調整や確定申告の際には必ずこの証明書（または領収証書）を添付してください。
10月1日～12月31日までに今年初めて納付された方には平成28年2月上旬に送付されます。
照会、再交付の申込み
横須賀年金事務所（☎046-827-1251または専用ダイヤル☎0570-058-555）へお願いします。
専用ダイヤル受付は11月2日～平成28年3月15日、㈪～㈮ 9時～19時・第2㈯ 9時～17時（祝日、年末年始は除く）。

南下浦市民センター停電のお知らせ

11月27日㈮ 14時～15時の間、南下浦市民センターの電気保守点検のため、館内全てが停電となり業務の取り扱いができません。
お急ぎの方は税務課、市民サービス課、初声出張所をご利用ください。
ご不明の点は、電話でご確認ください。
問合せ　南下浦出張所（☎046-888-1111）

みうら国保健診（三浦市国民健康保険特定健診）を受けましたか?

家族のために、自分のために健診を受けましょう！
平成27年度みうら国保健診は、平成28年1月30日まで受診ができます。
年1回の健康チェック、どうぞお気軽に受診してください。
対象者　三浦市国民健康保険に加入している40歳～74歳の方
（昭和51年3月31日以前生まれの方）
料金
①70歳未満の方（昭和21年4月1日～昭和51年3月31日生まれの方）
1,500円
②70歳～74歳の方（昭和21年3月31日以前生まれの方）無料
問合せ　保険年金課（☎内線317）

特設人権相談所の開設

12月4日㈮から10日㈭の人権週間に合わせ、人権擁護委員による特設相談を行います。人権侵害、家庭問題、近隣のもめごとなど困ったことがありましたら、一人で悩まずお気軽にご相談ください。
相談は無料で、秘密は厳守いたします。
日時　12月7日㈪13時～16時
場所　市役所別棟2階市民相談室
問合せ　市民サービス課お客様センター担当（☎内線319）

全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間

夫・パートナーからの暴力やセクハラなど、女性をめぐる様々な人権問題についての相談をお受けします。（相談無料・秘密厳守）
日時　11月16日㈪～22日㈰
8時30分～19時（土日は10時～17時）
専用ナビダイヤル（☎0570-070-810）
問合せ　横浜地方法務局人権擁護課
（☎045-641-7926）

検針票（水道使用量のお知らせ）に掲載する広告を募集します！

水道メーターの検針時に各家庭に配布される検針票（水道使用量のお知らせ）の裏面に掲載する有料広告を募集します。
広告掲載期間　平成28年4月1日～平成29年3月31日までの1年間。2カ月ごとに市内約22,000カ所へ配布されます。
掲載内容　三浦市水道事業広告掲載要領に定める広告掲載基準などに反しない内容のもの
広告掲載までの流れ
①掲載を希望される方は、平成27年11月20日㈮までに住所・名称・連絡先を電話でご連絡ください。応募方法などの詳細について説明いたします。

②掲載内容を審査して、入札により広告主を決定します。
なお、市ホームページでもご案内しておりますので、ご覧ください。
申込み・問合せ　営業課（☎内線383･384）

「三浦市経済対策利子補給金交付事業」の実施について

市では、経済緊急支援策の一環として11月1日㈰から12月31日㈭までに市内等金融機関より事業資金（1事業者当たり合計1,000万円を限度）の融資を受けられた中小企業者の皆さまを対象に、借入金の利子の一部（1%、6カ月）を補助する事業を実施しています。
申請期限　平成28年1月20日㈬
問合せ　観光商工課（☎内線77324）

廃食用油の回収について

一般家庭で使用済または未使用の植物性油を回収します。
日時　12月1日㈫ 9時30分～10時30分
場所　①市役所第1駐車場脇ゴミ回収場所付近、②南下浦市民センター正面玄関付近、③初声市民センター正面玄関付近
＊植物性廃食用油のみの回収です。缶などに入った油はポリ容器などに移し替えてお持ちください。なお、容器の回収は行いませんのでお持ち帰りいただきます。
また、営利目的で事業を営んでいる方からの油は回収できません。
＊回収した廃食用油は石けんにリサイクルしています。
＊荒天の場合は、中止となることがあります。
問合せ　あしたのくらしを考える会事務局（環境課内）（☎内線296）

年末調整等説明会

日時　11月20日㈮ 13時30分～16時
場所　三浦市総合体育館（潮風アリーナ）
対象者　法人と個人事業者・給与支払報告義務者
＊会場は駐車場の制限がありますので、ご来場の際はなるべく電車・バスをご利用ください。
問合せ　横須賀税務署法人課税第2部門（☎046-824-5500）

人権擁護委員の紹介

10月1日付けで仁藤千枝里さんが再任されました。
三浦市では、法務大臣から委嘱された9人の人権擁護委員が、地域の皆さんの身近な相談相手として、人権相談を受け、問題解決のお手伝いをしています。
いじめ、人権侵害、家庭問題、近隣のもめごとなど困ったことがありましたら、一人で悩まずお気軽にご相談ください。相談は無料で、秘密は厳守いたします。
定例相談は、原則毎月2日午後1時から4時まで行っています。
問合せ　市民サービス課 お客様センター担当（☎内線319）

11月30日は
国民健康保険税(6期)
の納期です。
便利で確実、安心です 口座振替
市税･公金のお支払は、口座振替をご利用ください。
問合せ　税務課（☎内線232・245・249）

小規模企業共済制度のご案内

個人事業主（共同経営者含む）・会社などの役員の方が事業をやめられる場合などに備えて、あらかじめ資金を準備しておく共済制度で、「小規模企業の経営者のための退職金制度」といえます。特徴は、掛金が全額所得控除です。毎年、掛金が所得控除となるため節税効果があります。（独）中小企業基盤整備機構が運営し、三浦商工会議所、金融機関の本支店などの窓口で取扱いしています。
URL　http://www.smrj.go.jp/skyosai/
中小企業基盤整備機構コールセンター（☎050-5541-7171）
（平日9時～19時 土曜 10時～15時）

経営セーフティ共済（中小企業倒産防止共済制度）のご案内

経営セーフティ共済は、取引先の突然の倒産が原因で、経営悪化の危機に直面してしまったときに資金を借入れることができる制度です。無担保・無保証人で、積み立てた掛金の10倍の範囲内（最高8,000万円）で被害額相当の共済金が借入れ可能です。『経営セーフティ共済』を賢く利用することをご検討ください。
（独）中小企業基盤整備機構が運営し、三浦商工会議所、金融機関の本支店などの窓口で取扱いしています。
URL　http://www.smrj.go.jp/tkyosai/
中小企業基盤整備機構コールセンター（☎050-5541-7171）
（平日9時～19時 土曜10時～15時）

催　し

横須賀土木事務所県民交流会参加者募集

日時　11月30日㈪ 13時～16時30分
場所　田越川・滝の坂（急傾斜地）・秋谷海岸3カ所の事業現場
内容　県横須賀土木事務所13時集合、貸切バスにて3カ所の事業現場を見学。解散はJR久里浜駅および県横須賀土木事務所。
対象　県民の方（未就学児同行不可）30人 応募多数の場合は抽選
費用　参加費無料
申込み　11月2日㈪～11月13日㈮の間に参加者全員の氏名・郵便番号・住所・電話番号を電話・ファクスで県横須賀土木事務所管理課へ
問合せ　神奈川県横須賀土木事務所管理課（☎046-853-8800　FAX 046-853-7443）

人権フェスタ2015inふじさわ ―第30回藤沢市人権啓発講演会―

日時　12月5日㈯ 13時30分～16時30分
場所　湘南台文化センター市民シアター（藤沢市湘南台1-8）
内容　人権作文朗読、ミニコンサート、アグネス・チャン氏による講演「みんな地球に生きるひと」
申込方法　11月4日㈬ 8時30分～藤沢市（人権男女共同参画課）にて受付。
ホームページ電子申請（藤沢市ホームページより）・電話・FAX・Eメールのいずれか ①住所②氏名③電話番号④託児の有無（子どもの名前（ふりがな）・年齢・性別）を記入のうえ、申込み。
締切　12月4日㈮ 17時
（ただし、定員になり次第、締め切り。）
問合せ　藤沢市企画政策部　人権男女共同参画課　（☎0466-25-1111 ☎内線2132）

第27回横須賀三浦地区ふれあい広場

障害のある方と地域の方々との交流を目的としたイベントです。社会福祉施設などの模擬店や作業所などの作品販売、ゲームコーナーなどの各種アトラクション、ステージイベントなど盛りだくさんの内容となっています。ぜひ、ご参加ください。

日時　11月14日㈯10時～14時
場所　横須賀市立総合福祉会館5階、6階、7階（お車でのご来場は御遠慮ください）
問合せ　ふれあい広場実行委員会事務局（三浦しらとり園内）担当　山田
（☎046-848-5255　FAX 046-848-5258）

平成27年度三浦市戦没者追悼式の開催について

戦没者を追悼するため三浦市戦没者追悼式を執り行います。

なお、今年度は市役所からマイクロバスでの送迎を行います。うらり駐車場をご利用の場合は、実費負担となります。詳細は福祉課までお問い合わせください。

日時　11月18日㈬14時30分～
場所　三浦市民ホール（うらり２階）
問合せ　福祉課（☎内線355）

「うどん祭り」参加者の募集

日時　11月23日（月・祝）10時～14時30分
場所　県立YMCA三浦ふれあいの村
しおさい棟　野外炊事場（雨天の場合はしおさい棟　多目的ホール）
内容　手打ちうどん・おにぎり作り、レクリエーションゲームなど
対象　市内在住の幼児～中学生および保護者。但し、小学3年生以下の場合は保護者同伴。
定員　100人（先着順）
参加費　300円　（未就学児は無料）。但し、子ども会に加入していない方（未就学児、生徒・児童及び保護者）は、参加費の他に参加者１人につき360円の保険料が必要です。
申込方法　所定の申込書（青少年会館、南下浦・初声市民センターにあります）に必要事項を記入の上、青少年教育課または南下浦・初声市民センターへお申し込みください。
申込期間　11月1日㈰～11月14日㈯
問合せ　青少年教育課（☎046-882-2765）祝日を除く火曜日～土曜日

福祉のひろば

メンタルヘルス相談のご案内

○精神科医による相談（予約制・秘密厳守）うつ・不眠・ひきこもり・アルコール・薬物・統合失調症などの病気・認知症などのご相談に応じます（ご自身のこと・ご家族の対応）。

日時　11月20日㈮、11月24日㈫、12月4日㈮いずれも10時～
○福祉職や保健師による相談（随時受付）
申込み・問合せ　鎌倉保健福祉事務所三崎センター　保健予防課（☎046-882-6830）

筑波大学附属久里浜特別支援学校　冬季教育相談会

参加希望の方は、氏名、所属、連絡先電話番号を明記の上、下記までお申し込みください。

日時　12月２日㈬14時～17時
内容　本校は知的障害を伴う自閉症の幼児児童を対象とした学校です。

発達や言葉の後れがあるお子さんへの関わりや、子育ての悩みについての教育相談会です。

申込締切　11月18日㈬
申込み・問合せ　筑波大学附属久里浜特別支援学校　教育相談担当
（☎046-848-3444）（FAX 046-848-3740）
（Eメール：soudan@kurihamatsukuba.ac.jp）

特別障害者手当などについて

在宅の重度障害児（者）で、次に該当する方は、手当の支給を受けることができる場合があります（所得制限あり）。

◎特別障害者手当
対象者　在宅の重度障害者で、日常生活上、常時特別の介護の必要な20歳以上の方（施設入所中または3カ月以上入院中の方は除く）
支給額月額　26,620円
◎障害児福祉手当
対象者　在宅の重度障害児（20歳未満）で、日常生活上、常時介護の必要な方（施設入所中または障害を支給事由とする公的年金受給者は除く）
支給額月額　14,480円
問合せ　福祉課障害福祉グループ
（☎内線362）

養育支援講演会
みんなの笑顔で子どもも笑顔

日程　12月7日㈪14時～16時
場所　三浦合同庁舎4階　衛生教育室
内容　横浜市東部地域療育センター ソーシャルワーカー 大野伸之氏による講演。発達面が気になるお子さまへの対応方法、みんなが笑顔になれる支援方法。
保育（定員6人）、手話通訳あり。
対象　発達障害のお子さま、あるいはお子さまの発達が気がかりな保護者・支援関係者
定員　100人
申込み・問合せ　電話、ファックス、来所で11月27日まで鎌倉保健福祉事務所三崎センター保健福祉課
（☎046-882-6830）（FAX 046-881-7199）

介護保険事業推進委員会開催のお知らせ

三浦市高齢者保健福祉計画・三浦市介護保険事業計画の進行管理などを検討する介護保険事業推進委員会を開催します。

傍聴を希望される人は、開催日の前日までに担当へご連絡ください。

日時　11月10日㈫13時
場所　市役所本館4階会議室
問合せ　高齢介護課（☎内線352・354）

家族の会
認知症介護者三浦のつどい

日時　11月29日㈰
10時～12時　家族のつどい
13時～15時　川崎幸クリニック
稲富正治氏講演「認知症の理解～本人・家族の心理～」
場所　南下浦市民センター２階　講堂
※ご本人をお連れになる場合は事前にご連絡ください。
※1日参加される方は、昼食をはさみますので昼食代がかかります。
お弁当などご持参されても構いません。
問合せ　はまゆう地域包括支援センター小林・岩元（☎046-881-3351）

みんなのひろば

ふれあいフェスタ2015

ふれあいの村で行う。秋のイベント。地産地消の店、フリマ、各種模擬店など

日時　11月3日（火・祝）10時～15時
場所　YMCA三浦ふれあいの村